

〈第 2 分科会〉

子どもの虐待防止

1 分科会の趣旨

今年度は「子ども家庭センターはどのようにあるべきか～母子保健と福祉の協働を目指して～」をテーマに掲げた。背景として、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等をおこなうという趣旨で、令和 4 年の児童福祉法の改正で、2024 年 4 月以降の設置を目指して、「子ども家庭センター」（児童福祉法 10 条の 2）の設置が規定されることとなった。

これまで、子ども家庭支援拠点、子育て世代包括支援センターを通じて、こうした状況に対応してきたところであるが、子ども家庭支援センターなどの取り組みを踏まえて、これらを見直し、「子ども家庭センター」として法定化されたものである。

現在、多くの自治体で、この法改正を踏まえ、2025（令和 6）年に向けての検討が開始されていることと思われるが、母子保健との関係をどのようにするかなど、実際の実施までに課題も見えてきている。そこで、本年度は、昨年度に引き続き、母子保健と福祉の協働をテーマとして、「子ども家庭センター」に焦点を当てて、自治体での取り組みの経験交流をおこない、課題を明らかにするとともに、その対応や、対応の工夫について意見交換をおこなうものである。

2 自治体報告

(1) 基調報告：母子保健と福祉の協働をいかに進めるか～母子保健から見て～：中板育美（武蔵野大学）

妊娠期からの切れ目のない一貫した支援体制を担う「こども家庭センター」は、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチにおける能動的方法論を連動させることで、精度の高いスクリーニングを実現させることが必要である。すな

わち、前者の 9 割以上の受診率を前提に、そのなかから「こと」が起こる前に、虐待リスクを持つ家庭を相当の確率でスクリーニングする。

その際、他機関協働の目的は、医学・医療だけでは理解も対応も困難な家族問題に、保健・福祉・医療機関が統合的に関与・介入することである。そして、コントロール可能なリスク要因を見つけ出し、どうしたら支援が受けられるか、その作戦を立てることである。協働メンバーは、互いの専門性の違いを活かしながら、主従の関係ではなく、それぞれの違いを活かし合える関係をつくり出す必要があり、経験や立場、知りうる情報源の異なるものが協力して取り組むからこそ、効果が出る。

このように、「問題」が起きてからのシステム起動から、「虐待」発生前の予測段階における家族を知りうる立場で、予防的かわりを保健と福祉で同時に起動させることが求められる。そして、介入の糸口をつくり出すような積極的（おせっかい的）関与の提案に動き出す必要がある。こども家庭センターに川上対策（予防活動）を浸透させ、安全な妊娠経過・出産、養育・生活環境の改善、子どもの心身の健康性保障等の結果を導き出してほしい。

(2) こども家庭センターに向けた取り組み～横浜市が目指す一体的支援～：角谷小百合（横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課）

こども家庭センター設置に向けたプロジェクトやヒアリングにおいて、母子保健と児童福祉の両部門が同一課にあるという強みがある一方、子どもの年齢や所属等で支援の切れ目が生じやすいこと、地域資源の不足や地域づくりの必要性、支援計画等が事業分野ごとに整理され一元化されていない等の課題も把握された。そこで、横浜市が目指すこども家庭センター機能として、「常に子どもの利益を第一に考える社会の実現」を目的に、次の視点から取り組みを進めている。

第1に、当事者のニーズに沿った手厚い相談支援（サポートプランの作成）であり、とくに①子どもとその家族を「主語」にした支援、②サービス利用者（子どもや家族）とサービス提供者（行政、地域の機関や関係者）が支援内容を共通理解する「ツール」として活用すること。第2に、地域における子育て支援の基盤づくり。地域資源との協働段階のうち、とくに地域が一体的に子どもとその家族を支えるための地域づくり・ネットワーク化を強化する必要があるため、統括支援員を中心に地域資源の開拓を進めていくことである。第3に、一体的支援体制の再構築であり、各専門職の創意工夫を市民目線のサービスに昇華させるために、統括支援員として、係長級の保健師を新たに設置することを考えている。

(3) こども家庭センターの取組み～親子すこやかセンター、統括支援員、調整員の役割～：後藤 繁樹（松戸市子ども部こども家庭センター）

松戸市こども家庭センターの主な組織体制として、リスクの程度の低い順に、①母子健康手帳交付時に全数面接等をおこない、すべての妊婦に親子すこやかプランⅠを作成する保健福祉センター（母子保健担当）。②保健師・助産師・社会福祉士を配置し、手厚い支援の必要な妊婦に親子すこやかプランⅡを作成する親子すこやかセンター（子育て世代包括支援センター）。そして、③要保護児童対策地域協議会の調整機関である家庭児童相談担当（子ども家庭総合支援拠点）があり、相互に連携している。

令和6年度以降の統括支援員の役割として、合同ケース会議の開催とその進捗管理、児童福祉定例会議（支援方針見直し）への参加、支援計画やサポートプラン作成にかかわるSV等を予定している。また、調整員の役割として、地域資源の開拓や連携強化、他課が所管する事業との連携（マイサポートスペース等）、新事業の立案・設計やセンター内・他課との連携等を担っている。支援を有効化するために、ヤングケアラー等家庭環境

に課題を抱える子どもに、子ども食堂等と連携し、見守りや自立支援をおこなう「子どもスマイルプログラム」。まつどり baby ヘルパー（子育て世帯訪問支援事業）。妊婦や在宅育児家庭を対象とするマイサポートスペース（計28施設）などに取り組んでいる。

(4) 府中市のこども家庭センターの取組み：石田 淳子（府中市子ども家庭部子ども家庭支援課）

府中市の子どもと家庭への支援は、府中駅直結の商業施設内にある子育て世代包括支援センター「みらい」（子ども家庭センター・母子保健事業）と、子ども家庭支援センター「たち」の2施設を中心に実施している。「みらい」の支援活動の特徴を3点に分けて説明する。

1点目は特定妊婦支援の協働である。特定妊婦は、母子健康手帳交付時の面談から母子保健係内で選定し、支援会議で確定している。特定妊婦とされたケースは、相談担当がすべて受理しており、児童福祉の視点を含めた進行管理、母子保健の機能を生かした予防的支援の充実等のメリットが認められる。2点目は、同一組織同一場所での一体的支援の取組みであり、母子保健と児童福祉がお互いの視点やアセスメント方法等を理解することを促進している。「みらい」では乳幼児健康診査、親子発達フォローグループ、離乳食教室等の母子保健事業をすべて実施しており、相談担当はその事業を日々目にする中で、事業の流れの理解や栄養士、歯科衛生士等の役割の理解も深めている。

母子保健と児童福祉の協働に際しては、「子どもの視点に立つこと」、「共通のリスク判定基準を持つこと」、「それぞれの機能や支援の視点を知り、発揮し、重層的支援を実現すること」、「母子保健は児童虐待に健康面の支援を主体におこない、児童福祉は予防の視点を持つこと」、「統括支援員の機能を発揮すること」等の視点を掲げている。

野村 武司（東京経済大学）